

令和5年度子ども家庭支援部の組織改正について

令和5年4月のこども基本法の施行、こども家庭庁の設置等、国の動向を踏まえ、子ども施策に関する庁内連携を強化するため、令和5年度に子ども家庭支援部の組織改正を予定しています。

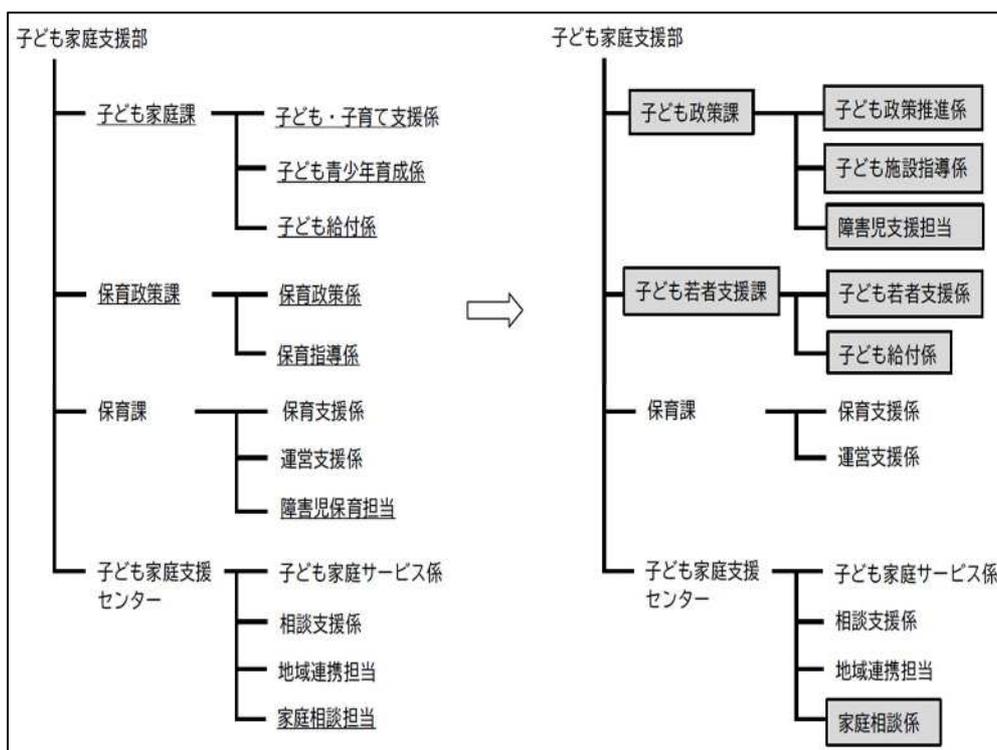
1 実施時期

令和5年4月1日

2 組織改正の概要

以下組織図の左図が現行組織、右図が改正後組織です。

下線部は廃止・変更、**囲み**は新設・再編等による組織を表しています。



(1) 子ども政策課、保育政策課、保育課

令和5年4月のこども基本法の施行、こども家庭庁の設置等、国の動向を踏まえ、区の実態に即した子ども施策の企画立案、子どもの施設における障害児対応の充実など子ども施策に関する庁内連携を強化するため、子ども政策課及び同課に子ども政策推進係を設置するとともに、児童相談所を設置する自治体としての権限を十分に発揮し、保育園など児童福祉施設の指揮監督や助言を強化すること等により、保育の質の向上をはじめとするサービスの充実を図るため、同課に子ども施設指導係を設置します。

また、保育課から障害児保育担当（担当係長制）の業務を引き継ぎ、保育園以外の子どもの施設を含めた取組の充実を図るため、障害児支援担当（担当係長制）に再編します。

これに伴い、保育政策課、同課保育政策係及び保育指導係を廃止します。

(2) 子ども若者支援課、子ども家庭課

子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえ、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長し活躍できる社会の実現に向けて、年齢で途切れることのない支援を強化するため、子ども若者支援課を設置し、同課に子ども若者支援係及び子ども給付係を設置します。

これに伴い、子ども家庭課、同課子ども・子育て支援係、子ども青少年育成係及び子ども給付係を廃止します。

(3) 子ども家庭支援センター

増加するDVや養育困難などの複雑で困難な案件への組織的な対応を強化するため、家庭相談担当（担当係長制）の業務を引き継ぎ、家庭相談係に再編します。